

## 10 コーポレートガバナンス基本方針

当行は、地域金融機関としての役割を果たし、持続的に成長するとともに中長期的な企業価値を向上させるために以下の方針を定め、コーポレートガバナンスの実効性を確保するものとする。

### 1 コーポレートガバナンスの基本的な考え方

- (1) 当行は、経営理念に「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くすこと」を掲げるとともに、お客さま、株主、従業員、地域のステークホルダーに対して No.1 となり、その期待に応え、金融サービス業を通じて「必要とされ選ばれる銀行～長野県のマザーバンク～」となることを当行のめざす銀行像としている。
- (2) この実現のためには、経営資源を十分に有効活用し、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスの実効性の確保が重要である。
- (3) そして、当行は、有価証券上場規程に掲げられている「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨と各原則を尊重するとともに当行の個別事情を十分考慮した上でコーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組む必要がある。

### 2 「コーポレートガバナンス・コード」の各原則に対する基本方針

上記1の基本的な考え方に基づき、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則に対する基本方針を次のとおりとする。

#### (1) 株主の権利・平等性の確保

当行は、株主の権利を尊重し、平等性を確保するため、次のとおり取り組む。

##### イ 株主総会

- (イ) 当行は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を法定発送期限より可能な限り早く発送するとともに、当該招集通知を当行ホームページに開示する。
- (ロ) 当行は、書面による議決権行使と併せて、議決権電子行使を利用するなど、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。

##### ロ 株主の平等性の確保

当行は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

##### ハ 株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

当行は、上場株式の政策保有に関する基本方針および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針を次のとおりとする。これらの基本方針は、当行の長期的な企業価値の向上に資するものであることは勿論、株式保有先企業の企業価値の向上にもつ

ながるものでなければならない。

(イ) 上場株式の政策保有に関する基本方針

当行は地域金融機関として地域密着型金融が重要な役割の一つであると認識し、その上で取引先企業の企業価値の向上につながることを、当行にとって中長期的な発展に資する等の理由により、純投資目的以外の株式を保有する。

(ロ) 政策保有株式に係る検証の内容

政策保有株式の検証にあたっては、中長期的な視点から取引先の成長性、収益性、取引関係強化等の保有意義および当行にとって中長期的発展に資するかといった経済合理性（リスク・リターン）について保有目的などに沿っているかを基に、毎年、保有株式ごとに精査する。

(ハ) 政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

政策保有株式の議決権行使にあたっては、対象議案が当該企業の企業価値の向上に資するかどうか、当行が株主として不利益を被る可能性がないか等を検証するほか、必要に応じて当該企業に対して対話による説明を求めた上で賛否を判断する。

(2) ステークホルダーとの適切な協働

当行は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働するため、次のとおり取り組む。

イ 倫理基準および利益相反

(イ) 当行は、取締役および従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、行動準則として経営の基本方針を別途定める。

(ロ) 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

ロ ステークホルダーとの関係

(イ) 取締役会は、当行の長期的な企業価値向上のために、当行の株主のみならず、当行の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

(ロ) 当行は、従業員が、当行における違法または非倫理的な慣行についての懸念を顧問弁護士または常勤監査役等に伝えることができ、これによって当行から不利益な取扱いを受けることがない旨を、コンプライアンスマニュアルその他関係する行内規程に明記する。

ハ 企業年金の運営

(イ) 当行が実施する確定給付企業年金制度および企業型確定拠出年金制度については、以下のように取り組む。

(ロ) 確定給付企業年金制度

A 常務会は、委託先運用機関から定期的に報告を受け、運用方針に基づく適切な運用であるかを検証する。また、定期的な報告では、各運用機関のステュワードシップ活動についてモニタリングを実施する。

B 制度運営にあたっては、受益者を最優先し、利益相反とならないよう適切な

管理に努める。

C 適切な資質を有するとみられる人材を配置し、制度運営に従事させるよう努める。

(ハ) 確定拠出年金制度

加入者が効率的な運用を行うことができるよう、継続的な教育プログラムを提供するとともに、適宜商品の見直しを行う。

### (3) 適切な情報開示と透明性の確保

会社情報を適切に開示し、透明性を確保するため、次のとおり取り組む。

イ リスク管理、内部統制システム等に関する当行の方針の開示

(イ) 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当行および当行を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当行の方針を決定し、適時適切に開示する。

(ロ) 取締役会は、銀行法、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所規則にしたがって、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示する。

### (4) 取締役会等の責務

取締役会による業務執行の監督機能を強化するため、次のとおり取り組む。

イ 取締役会の役割

(イ) 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当行が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

(ロ) 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、代表取締役頭取およびその他の取締役の指名、評価およびその報酬の決定、当行が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当行の重大な業務執行の決定等を通じて、当行のために最善の意思決定を行う。

(ハ) 代表取締役および役付取締役の解職

代表取締役または役付取締役に公序良俗または会社に著しい損害を及ぼす行為等があった場合、取締役会は慎重かつ厳正な調査を行ったうえで解職の決議を行う。

ロ 独立社外取締役の役割

当行の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当行の経営の成果および経営陣のパフォーマンス（能力、実績等）を随時検証および評価し、現在の経営陣に当行の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。

ハ 取締役会議長

(イ) 当行の取締役会議長は、定款の定めにより務めることとする。

(ロ) 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運

営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案（とりわけ経営戦略等に係る重要議題）について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時適切な情報を得られるよう配慮しなければならない。

## ニ 取締役会の構成

(イ) 当行の取締役会の人数は、3名以上13名以下とし、そのうち2名以上は独立社外取締役とする。

(ロ) 取締役会は、社外取締役の独立性に関する基準（以下「独立性判断基準（別紙）」という。）を別途定め、適時適切に開示する。

## ホ 取締役の資格、指名手続および解任

(イ) 当行の取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

(ロ) 当行は、取締役候補者を決定するに際しては、性別、年齢、技能その他取締役会における構成の多様性に配慮する。

(ハ) 当行の全ての取締役は、2年毎に株主総会決議による選任の対象とされる。

(ニ) 新任取締役候補者は、公正、透明かつ厳格な審査を経たうえで、取締役会で決定される。

(ホ) 当行は、取締役に公序良俗または会社に著しい損害を及ぼす行為等があった場合、取締役会は慎重かつ厳正な調査を行ったうえで、次期定時株主総会において当該取締役の解任または再任しないこととする。緊急を要する等場合によっては、取締役会の決議を経て、臨時株主総会を開催し、当該取締役の解任を提案する。

## ヘ 監査役の資格、指名手続および解任

(イ) 当行の監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

(ロ) 当行の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。

(ハ) 当行は、監査役候補者を決定するに際しては、性別、年齢、技能その他監査役会における構成の多様性に配慮する。

(ニ) 新任監査役候補者は、公正、透明かつ厳格な審査ならびに監査役会の同意を経たうえで、取締役会で決定される。

(ホ) 監査役会が定める監査役候補者の選定基準等を充足しなくなった場合には、当該監査役の任期満了に伴う株主総会における監査役候補者の指名を行うにあたり、監査役会規程および監査役監査規程のほか定款、法令等に基づき慎重かつ厳正に対処する。

## ト 独立社外役員の任期および兼任制限

(イ) 取締役会は、社外取締役および社外監査役が当初就任後10年程度経過した場合は、当行の独立性判断基準に基づき、独立社外取締役または独立社外監査役の要件を満たさないものとする。

(ロ) 当行の独立社外取締役および独立社外監査役は、当行以外に3社を超えて他の上

場会社の取締役または監査役を兼任してはならない。

#### チ 業績評価の指標

取締役会は、中長期経営計画において、代表取締役頭取および各取締役の業績評価をする際に用いるべき経営指標およびその目標値を設定する。

#### リ 取締役の責務

- (イ) 取締役は、その責務を果たすために十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。
- (ロ) 取締役は、その期待される能力を発揮して、当行のために十分な時間を費やし、取締役としての責務を果たさなければならない。
- (ハ) 当行の取締役は、就任するにあたり、関連する法令、当行の定款、取締役会規程その他の当行の内部規程を理解し、その責務を十分に理解しなければならない。

#### ヌ 取締役および監査役の研鑽および研修

- (イ) 当行の新任取締役（独立社外取締役を含む。）は、行内の法務・コンプライアンス研修等に参加するとともに、当行の経営戦略、財務状態その他の重要な事項について業務執行取締役等から説明を受ける。また、必要に応じて第二地銀協他外部団体が主催する新任役員研修等に参加する。
- (ロ) 当行の取締役および監査役は、その役割を果たすために、当行の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

#### ル 取締役会の議題の設定等

- (イ) 取締役会開催に先立ち、常務会の協議により当該取締役会の議題を定める。
- (ロ) 当行の取締役会の議題および議案に関する資料は、取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の開催に十分に先立って（但し、特に機密性の高い議題についてはこの限りではない。）、社外取締役を含む各取締役に配付されなければならない。

#### ヲ 独立社外取締役および独立社外監査役による社内情報へのアクセス

- (イ) 当行の独立社外取締役および独立社外監査役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。
- (ロ) 当行は、独立社外取締役および独立社外監査役がその責務を適切に果たすことができるよう、総務部が事務局として対応する。

#### ワ 自己評価

取締役会は、各取締役の自己評価を参考にしつつ、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

#### カ 取締役等の報酬等

- (イ) 報酬決定方針
  - A 報酬の水準は、業績や経済・社会環境等を考慮した水準とする。
  - B 業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務

執行取締役の当行の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものでなければならない。

C 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当行の業務に關与する時間と責務が反映されたものでなければならない、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。

D 監査役の報酬等は、独立性、監督機能を考慮するとともにその責任と役割に応じたものでなければならない、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。

(ロ) 報酬決定手続

A 取締役個々の報酬等については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で「役員報酬内規」に基づき算定された額について、適切性、妥当性に関して、客観性と透明性を確保した上で取締役会において決定する。

B 監査役の報酬等については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で「役員報酬内規」に基づき算定された額について、適切性、妥当性に関して、客観性と透明性を確保した上で監査役会での協議により決定する。

(ハ) 取締役個々の報酬等については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内で「役員報酬内規」に基づき算定された額について、適切性、妥当性に関して、客観性と透明性を確保した上で取締役会において決定する。

(5) 株主との対話

中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行うため、次のとおり取り組む。

イ 建設的な対話（面談）にあたっては、取締役頭取をはじめ各取締役が合理的な範囲で対応を行う。

ロ 建設的な対話（面談）を促進するための体制として、総合企画部を窓口として営業部門やリスク管理部門等の関連部署とも連携し適切な情報開示を行う。

ハ 建設的な対話（面談）手段の充実については、ホームページやディスクロージャー誌等により積極的な情報開示を行う。

ニ 建設的な対話（面談）により寄せられた意見等は、経営陣や関係各部にフィードバックし情報を共有する。

ホ 建設的な対話（面談）にあたっては、インサイダー取引の未然防止を図るため、行内規程を定め適切な管理態勢を整備する。

ヘ 建設的な対話（面談）にあたっては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとする。

3 その他

改廃

本方針の改廃は、取締役会の決議によるものとする。

付 則 (2021年6月28日達第014号)

この方針は、2021年6月25日から施行する。

## 別 紙

### 独立社外役員に係る独立性判断基準

- 1 以下の項目のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当行に対する十分な独立性を有するものと判断する。
  - (1) 当行またはその子会社の業務執行者（業務執行取締役またはその他の使用人）である者、または過去において業務執行者であった者
  - (2) 当行またはその子会社を主要な取引先とする者、または、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人）である者
  - (3) 当行またはその子会社から、役員報酬以外に一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
  - (4) 当行の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）、または当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主または重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人
  - (5) 当行または当行の子会社の非業務執行取締役または会計参与（独立役員が社外監査役の場合）
  - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
  - (7) 当行と社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
  - (8) 当行が寄付を行っている先またはその出身者
  - (9) 当行以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任している者



## コーポレートガバナンス・コードの基本原則

### 株主の権利・平等性の確保

#### 基本原則 1

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。  
少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

### 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

#### 基本原則 2

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

### 適切な情報開示と透明性の確保

#### 基本原則 3

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供について主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることを踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

## **取締役会等の責務**

### 基本原則 4

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の特徴的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
  - (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
  - (3) 独立した客観的な立場から、経営陣は（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと
- をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

## **株主との対話**

### 基本原則 5

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。